

【演習③】

権利擁護支援チームの形成支援機能
(成年後見制度の利用の開始までの場面)

◆講師

特定非営利活動法人 東濃成年後見センター

副理事長・弁護士 熊田 均 氏

公益社団法人 日本社会福祉士会

理事 星野 美子 氏

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 おおた成年後見センター

センター長 岡田 純子 氏

権利擁護支援チームの形成支援機能 (成年後見制度の利用の開始までの場面)

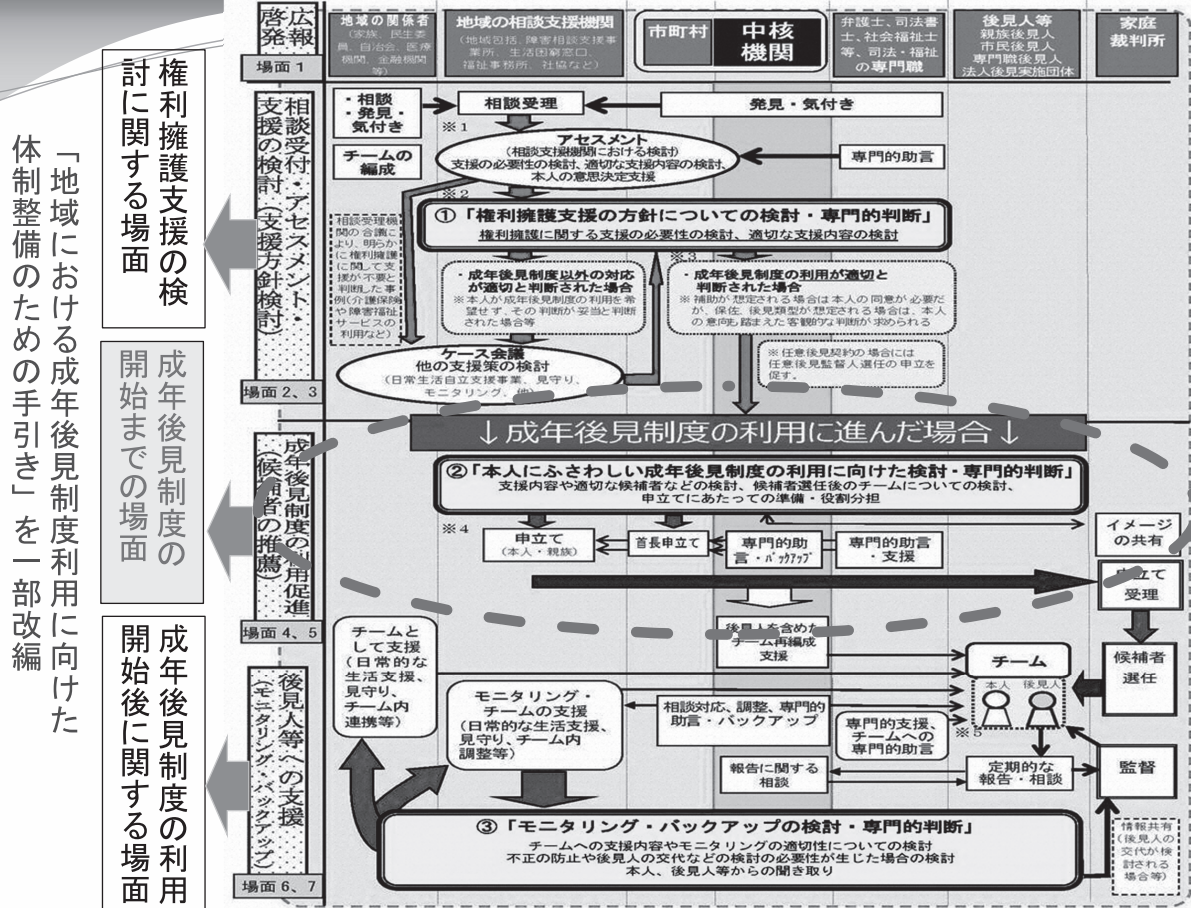
1

研修のねらい

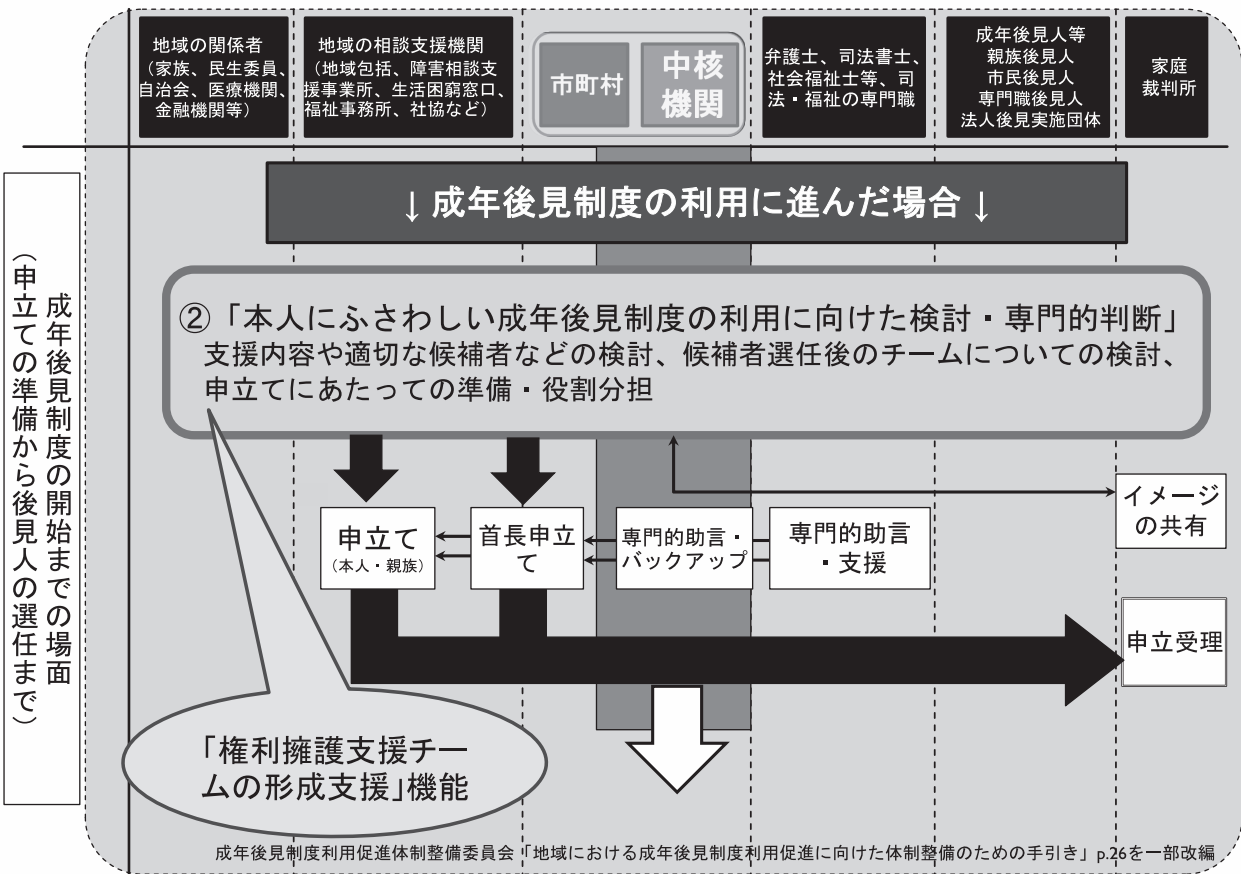
- 権利擁護支援チームの形成支援機能
(旧・成年後見制度利用促進機能)のポイントを理解する
 - 本人にふさわしい成年後見制度利用のための受任者調整
のポイントを理解する

2

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に对应した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始に関する場面 (後見人の選任後)	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

5

事例の概要

- 別冊資料③ 演習シート 2ページを読んで、事例の概要を確認します。

6

事例：権利擁護支援の方針決定を受けて

- 本人は、「消費者被害には二度とあいたくない」「自分が死んだ時に、長男がこの家に住めるようにしておきたい」「長男と一緒にこの家で暮らし続けたい」という思いが強かった。
- 日常生活自立支援事業は、取消権がないため利用しないという意向。
- 「中核機関の法律専門相談で、自分の死後のことについての助言を受け、納得できたら成年後見制度の申立てをしたい。」と言ったため、そのように支援した。
- 本人が法律相談の助言を受けて納得したため、成年後見制度の利用支援、受任者調整へと進んだ。

7

「制度を利用する」という方針決定後に検討すること

- 申立ては誰が行うか
- 書類をどう整えるか
- 類型をどうとらえるか
- 同意権・取消権、代理権をどうとらえるか？
- 適切な後見人候補者と選任形態（複数後見など）は？

申立てについての相談を受けている段階から同時進行で考えていることでもある。
相談の中で、申立てを前提にした誘導にならないように注意。

8

中核機関が行う成年後見制度申立支援

○申立てに関する相談

1 申立人の検討

- ・ 本人申立て・親族申立て・市長申立ての検討
- ・ 本人の利益のために誰が申立てを行うことが適当か

※市長申立ての要綱の確認

※成年後見制度利用支援事業の要綱の確認

市長申立てや生活保護世帯に限定しない報酬助成が行われていると、困難な事案についても専門職への候補者依頼がしやすい

2 申立て実務への支援

- ・ 本人申立て、親族申立ての実務への助言等（代理代行ではない）
- ・ 本人情報シートの活用

9

法定後見制度に係る手続

① どの家裁に申し立てるか（管轄裁判所）

⇒ 本人の住所地を管轄する家庭裁判所

※ 「住所」 = 「生活の本拠」（≒住民票所在地）

- 精神科病院に長期間入院中の人の「住所」は？
- 老健（介護老人保健施設）や特別養護老人ホームに入所している人の「住所」は？（「住所地特例」の適用がある場合は？）
- 認知症対応型グループホームで生活している人の「住所」は？

市区町村長申立時の申立基準一国通知 〈居所と住所地が異なる場合〉

申立基準〈原則〉（都道府県が実施機関である場合は除く）－この中で優先順位

- ◆ 生活保護の実施機関
- ◆ 入所措置の措置権者
- ◆ 介護保険の保険者
- ◆ 自立支援給付の支給決定市町村

原則：住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地を判断しない。居住地にある市町村とする。

- ・ 対象者の状態像や生活実態等を把握していることも重要であること
- ・ 本人への関わりは、成年後見の申立で終了ではなく、本人を支えるチームに後見人等が参加し、どうい支援等を行っていくかを継続して検討していく必要があること（市町村としては受任調整や利用支援事業による関わりがあること）
- ・ 審判の請求は本人の居所を管轄する裁判所にて行う必要があること

以上を総合的に勘案して、1か月をメドに関係市町村が協議の上、決定すること

熊田法律事務所 宮田千佳子氏、熊田均氏作成資料を引用

11

市区町村長申立時の申立基準一国通知 〈居所と住所地が異なる場合〉

申立基準〈原則〉（都道府県が実施機関である場合は除く）－この中で優先順位

- ◆ 生活保護の実施機関
- ◆ 入所措置の措置権者
- ◆ 介護保険の保険者
- ◆ 自立支援給付の支給決定市町村

①	生活保護を受給しながら医療機関に入院している、又は介護保険サービス・障害福祉サービスを利用している場合	生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合は除く）
②	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関
③	住所地特例（居所地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
④	生活保護を受給せず、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居所のある市町村。但し、長期入院患者の場合は、本人が退院後必ず入院前の居所地に居住することが予定されているときは、入院前の居所地の市町村が申立を行うこと。

熊田法律事務所 宮田千佳子氏、熊田均氏作成資料を引用

12

市区町村申立時の親族調査についての国通知 (虐待事案の場合)

①戸籍調査（親族の有無の確認）

原則：2親等以内の親族の有無の確認。2親等以内の親族がいない場合であっても、3～4親等内で審判請求する者の存在が明らかなき場合は市区町村申立は行わない

本人の権利擁護支援におけるキーパーソンの把握のために原則実施。緊急性が高い場合は、現在わかる範囲の情報で申立をし、並行して2親等以内の親族調査を行う。

②意向確認（親族が申立を行う意向があるかの確認）

原則：親族の申立を行う意向が確認できないことを理由に申立事務を中断することなく、迅速な市区町村長申立の実施に努めること

虐待等の緊急事案では省略することができる。申立後の支援を考慮して実施した方がよいと判断する場合は、虐待者に後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することを想定し、充分留意すること（虐待だけでなく、親族の重病・長期不在・居所不明も同様）

③利用意見調査（後見制度の利用を開始することへの親族の意見の確認）

原則：制度利用に対する親族の同意は必要とせず、親族の同意が得られないことを理由に申立事務を中断することなく迅速に市区町村長申立の実施に努めること

キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点で任意で行う場合、虐待者に後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することを想定し、慎重に実施すること。

熊田法律事務所 宮田千佳子氏、熊田均氏作成資料を引用

13

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」 (令和5年5月30日厚労省通知) 資料集82ページ

1. 市町村長申立関係

令和3年11月26日通知により「複数の市町村が関わる案件について円滑に調整できた事例が確認できた」一方で、「この通知の原則が、市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例も確認された」

→今後もこの原則に従い実施するとともに、原則が反映されるように要綱の見直しを行ってください。

2. 成年後見制度利用支援事業関係

第2期成年後見制度利用促進のKPIでは、令和6年度末までに市町村の利用支援事業について必要な見直し等を検討することとされている。複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているため調整が難航した事例が確認された。

については、

→①事業未実施市町村においては、当該事業を実施すること

②市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること

③費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること

④後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

の検討を行うことが必要と解される。

14

法定後見制度に係る手続

鑑定の実施について

- 家庭裁判所は、本人の精神の状況について鑑定をしなければ後見・保佐の開始の審判をすることができない
 - 他方、診断書の記載等から明らかに鑑定の必要がないと認められるときは、この限りではない
 - 実務上は、申立てに当たり、一般的に本人の精神の状態について医師の診断書を提出
- ★ 最高裁の資料（「成年後見関係事件の概況－令和5年1月から12月－」）によれば、R5に鑑定を実施したものは全体の約4.5%（前年は約4.9%）

15

鑑定の実際

【memo】

16

(参考) 非弁行為・非司行為について

- 後見開始の審判等に係る申立書の作成・提出等を業として行うことができるのは、弁護士・司法書士に限られる（弁護士法第72条、司法書士法第73条）。
- これに違反した場合は、刑事罰の対象となり得る。

弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

司法書士法第73条（非司法書士等の取締り）

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（中略）は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務（*）を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

* 「裁判所に提出する書類の作成」を含む司法書士の独占業務

17

申立人と手続きについて

- 申立人が書類を作成し、申立てに必要な費用を支払う（後見人等選任後に本人へ求償できるとしても、一時的に立て替えることになる）。
- 書類作成ができない場合は、弁護士や司法書士に費用を支払い、書類作成を依頼することができる。
- 申立人が民事法律扶助の適用となるような場合には、民事法律扶助を使って、書類作成を依頼することができる。

中核機関が行う申立手続き支援について

- 非弁行為、非司行為に注意
- 親族や本人がする「一回限り」の申立て行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは（しかも無償）、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
- 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立ができないような課題がある場合と考えられる。
- 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

18

申立て時に相談を受ける注意点

【memo】

19

(参考) 「本人情報シート」について

- 平成31年4月から運用開始
- 本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方（ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方）が作成することを想定
- 本人を診察して診断書を作成する医師において、本人の判断能力の程度等に関する判断を的確に行うことができるよう、本人の生活状況等に関する情報を記載して医師に提出し、その判断の参考資料とするもの
- 活用場面としては、上記のほか、以下も想定
 - ① 申立前の制度の利用の適否に関する検討資料
 - ② 家裁における後見人等の選任のための検討資料
 - ③ 後見等開始後における従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料

● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

中間検証報告書

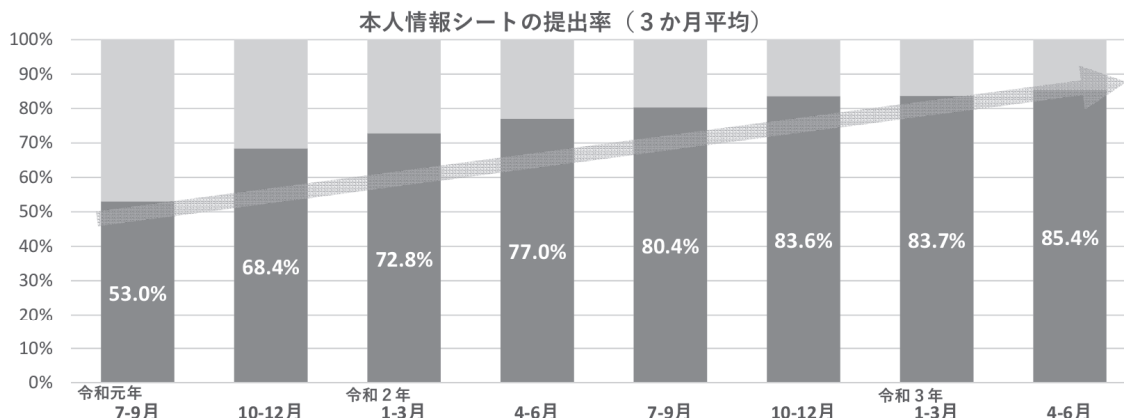
適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人等が選任されるためにはできるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい。

👉 本人情報シート利用の実態を把握し、更なる活用に向けた方策を検討する必要



調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、本人情報シートが提出された事件数を調査



- 提出率は順調に伸びており、直近の3か月平均のデータでは85%を超えている。全国平均と比べて提出率の低い家裁においても提出率の伸びが認められる。
- 本人情報シートが作成されていない事案の中には、本人が長期にわたり入院しているケースなど医師に本人の生活状況を伝える必要のない事案も一定数存在する。



👉 本人情報シートは全国的に実務に定着している。

成年後見制度利用促進専門家会議 第2回行政と司法の連携強化WG（R3年9月9日）
資料2 最高裁判所作成資料より引用

21

本人情報シート作成の実際

本人にとってふさわしい後見制度の活用になるために

- 申立ては誰が行うことが適切かを検討する
 - * 親族を申立人とする場合は、その後の本人との関係性や親族間の調整が必要になるか、などの検討をする
 - * 親族には、申立人になること以外にも本人にとって必要な役割を担ってもらうことがある
- 診断書作成を通じて、医師との共有や医療機関との連携のあり方を見直すきっかけとなる
 - * 申立や制度利用を目的とした連携ではなく日常的な支援としての連携を検討
- 後見人等による支援内容を確認する
 - * 本人にとっての必要性や補充性という観点から個別に検討する
- 申立の実情や支援内容を踏まえて、（現時点で）ふさわしい候補者を考える
 - * 本人と候補者の面談が、強制や誘導とならないための工夫
 - * 本人の課題や環境等の状況が変化することを想定

22

休憩

23

ワーク 1 – ① 申立人の検討

【ワークの概要】

申立人の検討をするワークです。
別冊資料③のp.9に記入します。

【ワークの流れ】

個人ワーク... 2分
グループワーク... 10分

24

【全体集合ワーク】

個人ワーク 2分

別冊資料③p.9に、適切な申立人とその理由を記入します。

ブレイクアウトは、しません。
メインルームで受講者が各自、個人
ワークをします。
講師が時間を図ります。

25

【ブレイクアウトワーク】

グループワーク 10分

講師が、
「グループワークを始めます」と
言ったら、ブレイクアウトします。

- 1) グループ（4人～5人）に分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
- 2) マイクをオン、カメラをオンにして、1人30秒、自己紹介をしてください。（紹介する内容：市区町村名、所属、氏名、あいさつ）
- 3) 都道府県が一番北の方に、司会をお願いします。
司会者は、全員の方が話せるように進行をお願いします。
全体共有の際に、司会者に発表していただく場合があります。
- 4) 個人ワークで考えたことを話しながら、グループとしての考えをまとめてください。
- 5) 10分たったら、自動的にブレイクアウトが終了し、全体集合状態になります。
- 6) 講師や厚生労働省、事務局の職員が、グループワークを見に行くことがあります。
- 7) 演習中、席を離れてしまうと、グループの方が混乱します。
なるべく離席されないようお願いいたします。

26

【全体集合ワーク】

全体共有

【memo】

27

本人申立て、親族申立てを支援する場合のポイント

- ある程度の期限を決めて支援を行う
例) ○月○日までにはできないときには、市町村長申立てに切り替えるなど
- 緊急性が高い事態になったら、市町村長申立てに切り替える
例) 事案によって予測される緊急性は異なるので、どのような状況があり得るか、話し合っておく

【振り返って考えてみましょう】

ご親族から「名前は貸すから、書類は全部代わりに書いて」と言われた時、どうしていますか？

28

ワーク 1-② 必要と思われる権限のみたて

【ワークの概要】

本人の支援をするに当たって、後見人等に必要と思われる権限を考えるワークです。

別冊資料③ワークシートのp.12~13 同意行為目録、
p.14~15 代理行為目録に記入しながら考えます。

【ワークの流れ】

同意権・取消権を考えるグループワーク...10分
全体集合して作業を確認
代理権を考えるグループワーク...10分

ワーク 1-①の時と同じグループです。
個人ワークはありません。

29

【ブレイクアウトワーク】

グループワーク 同意権・取消権・・・10分

- 1) ワーク 1-①と同じグループに分かれます。
同じ方に司会をお願いします。
- 2) 別冊資料ワークシート③のp.12~13の同意行為目録をみながら、
久子さんの支援に必要と思われる同意権・取消権について、
グループで話し合います。

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

30

【全体集合ワーク】

全体共有

【memo】

31

【ブレイクアウトワーク】

グループワーク 代理権・・・10分

- 1) ワーク1-①と同じグループに分かれます。
同じ方に司会をお願いします。
- 2) 別冊資料ワークシート③のp.14~15の代理行為目録をみながら、
久子さんの支援に必要と思われる代理権について、
グループで話し合います。

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

32

【全体集合ワーク】

全体共有

【memo】

33

類型と、必要と思われる同意権・取消権、代理権の考え方

- 補助、保佐、後見のどの類型に該当するかは、診断書と本人情報シート等の内容も考慮して、最終的には家庭裁判所が決定すること

- 「どの類型に相当するか」から権限を考えるよりは、どのような事案でも、下記のプロセスを踏むよう心掛ける（ただし、重大な虐待や搾取、セルフ・ネグレクト等、緊急性が高い事案は別）
 - ① 支援の中で生じている課題と本人の強みを整理
 - ② 成年後見制度の必要性の確認
 - ③ 本人の制度利用の意向の確認
 - ④ 本人の支援に必要な同意権・取消権、代理権についての本人の意向確認

- 本人情報シートの4、6の記載から、考えることができる

34

休憩

35

受任者調整について（手引き）

【体制整備の手引きp. 80より】

● 特に、本人にメリットが感じられる運用体制としていくためには、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進めることが求められます。



【第二期計画p.31】

中核機関が、専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、・・・成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

※地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用

36

適切な後見人候補者の考え方

- 必要となると想定される後見事務の内容から考える
 - ・「外部に依頼すること」（復代理、後見人等からの委任契約）が可能
- 相性、信頼関係構築の観点から考える

37

受任者調整と候補者推薦

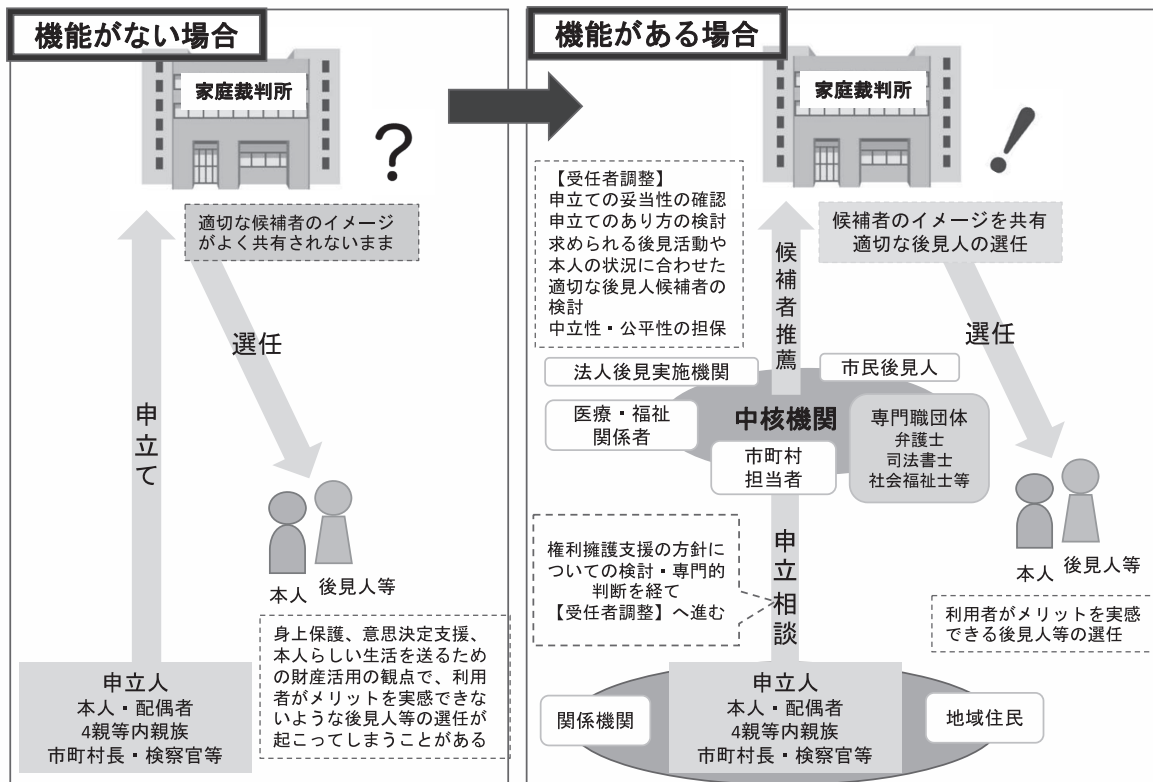
【体制整備の手引きP.81】

成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

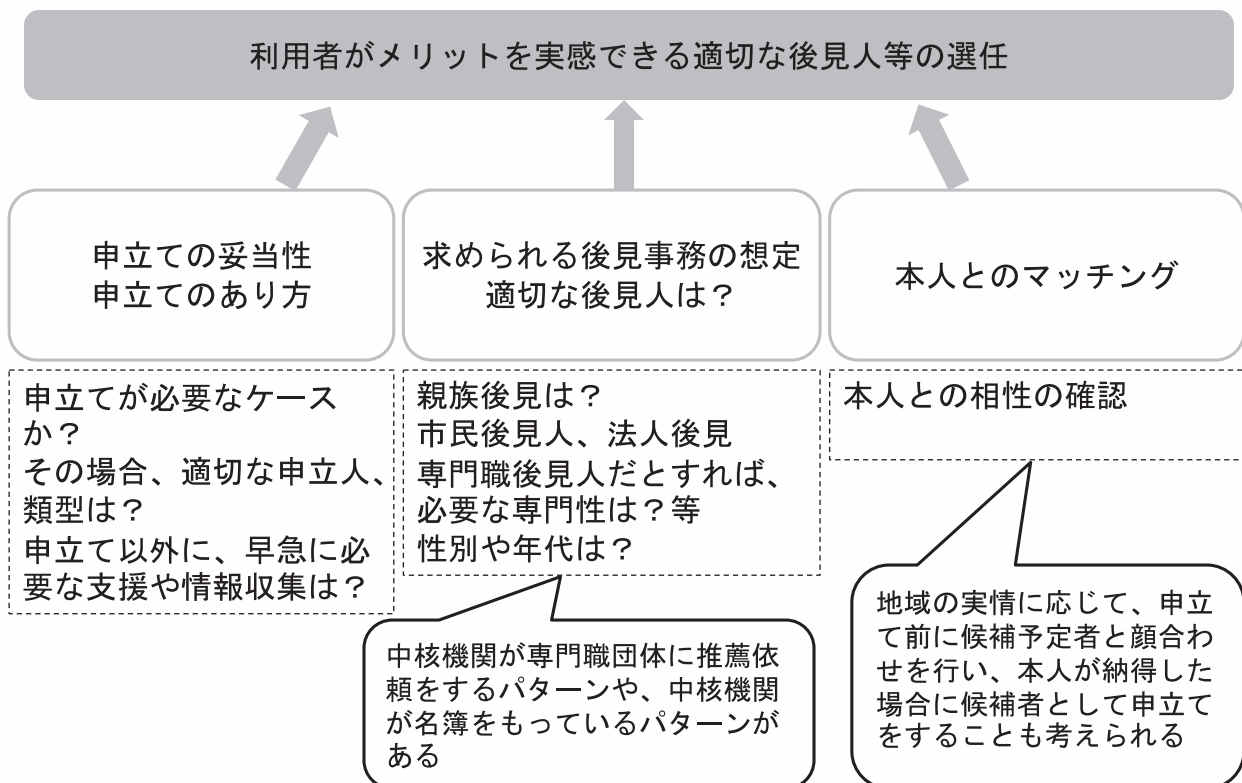
- 特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）
- 適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける
 - ・首長申立の場合についても、検討の場が共有される
- 本人と成年後見等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について、検討の機会を設ける

38

第一期基本計画：成年後見制度利用促進機能（受任者調整）
 第二期基本計画：成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）



受任者調整に求められている要素



受任者調整の検討メンバーと会議のあり方（例）

検討メンバー（例）

○検討する事例について説明することができる人

- ・ 行政所管課及び関係する課（生活保護課・消費生活相談等）職員
- ・ 関係機関職員（検討事例ごとの補助説明：担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、相談支援専門員、医療機関職員等）

○受任対象としての専門職団体の推薦者、法人後見実施団体や市民後見人連絡会等の代表者

- ・ 専門職、受任団体としての事例の見立て、選任後のフォローのため

会議のあり方（例）

○後見制度が本人の権利擁護支援として活用する事ができるかどうか

- ① ケース検討会議にて丁寧に事例を整理して
- ② 受任調整に関する会議を開催する

本人にとって望ましい受任対象や本人の希望も考慮した検討を行う上で有効であるとして、会議を分けてを実施している自治体もある。

41

どのような情報をもって、受任者調整会議を行うか

● 本人の基本情報

- ・ 性別、年代、居住地域、疾病・障害、判断力の程度、身体状況、住居の状況、経済状況
- ・ 親族の状況や支援体制
- ・ 本人の生活歴
- ・ 本人の生活全般への意向・希望
- ・ 選好・価値観、強み

● 成年後見制度の利用が必要だと思われる状況がわかる情報

- ・ 本人にとって必要な支援
- ・ 現在の支援体制では対応できない課題
- ・ 収支状況、財産状況 ※全てを明らかにしなくて良い
- ・ 予想される後見事務、必要と思われる権限
- ・ 制度利用についての本人の意向

42



中核機関と家庭裁判所・専門職団体の連携

【memo】

43



受任調整会議と個人情報保護

【memo】

44

個人情報共有における工夫例

- 受任調整を検討するメンバーから、個人情報を秘匿することの誓約書をとっている
- 事例情報は回収する
- 個人の氏名、住所の詳細、施設・病院等の固有名詞等、検討に必要な情報は共有しない

など

45

演習で用いるワークシートについて

- それぞれの段階における思考プロセスのあり方を、一目で見てわかる項目案として、用紙一枚にまとめて提示しようと試みた演習用のワークシートです
- 実際に使用することを目的として提供する書式、帳票として提示しているものではありません
- 演習用であるため、記入欄は小さく、実際の業務で使用していただくのであれば、記入欄を広げたり、選択式にする欄を設けるなど、改良が必要になると思われます

46

ワーク 2

候補者に求められることを考える

【ワークの概要】

久子さんの後見人等候補者に求められることは何か、考えるワークです。

別冊資料③のp.17を使います。

【ワークの流れ】

個人ワーク... 5分

グループワーク（先ほどと同じグループです）...20分

47

【全体集合ワーク】

個人ワーク 5分

別冊資料③のp.17の で囲われている部分を記入します。

48

【ブレイクアウトワーク】

グループワーク 20分

講師が、
「グループワークを始めます」と
言ったら、ブレイクアウトします。

- 1) 先ほどと同じグループに分かれます。
上の服の色が最も明るい色（薄い色）の方に、司会をお願いします。
司会者は、全員の方が話せるように進行をお願いします。
全体共有の際に、司会者に発表していただく場合があります。
- 2) 個人ワークで考えたことを話しながら、グループとしての考えを
まとめてください。
個人ワークでつけたシートに、そのままメモします。
- 3) 20分たったら、自動的にブレイクアウトが終了し、全体集合状態
になります。

49

【全体集合ワーク】

全体共有

【memo】

50

【全体集合ワーク】

ワーク 2 解説

【memo】

51

大田区社協 おおた成年後見センター ～権利擁護支援のための支援チーム形成への取組紹介～

支援者が連携を図りながら、本人に向き合うプロセスを大切にしています。

【権利擁護支援シート等の活用】

- 本人の基本情報や課題等が見える化するとともに、本人の意向や希望、大事にしていることを本人のことばで記し、支援者間で共有。
- シートは支援チームで作成

【権利擁護支援検討会議】

- 事前打合せをアドバイザーと共に行い、権利擁護支援シートを用いて課題等を整理
- 会議は支援チームで参加
⇒専門職からの助言や「気づき」を支援チームで持ち帰り支援に活かす。

52

大田区社協 おおた成年後見センター ～市民後見人の活躍を含めたチーム形成と人材育成～

- 養成講習修了者それぞれの強みを活かしたマッチング
- **育成・サポート**を社協だけで担うのではなく、専門職と連携した新たな取組みへ

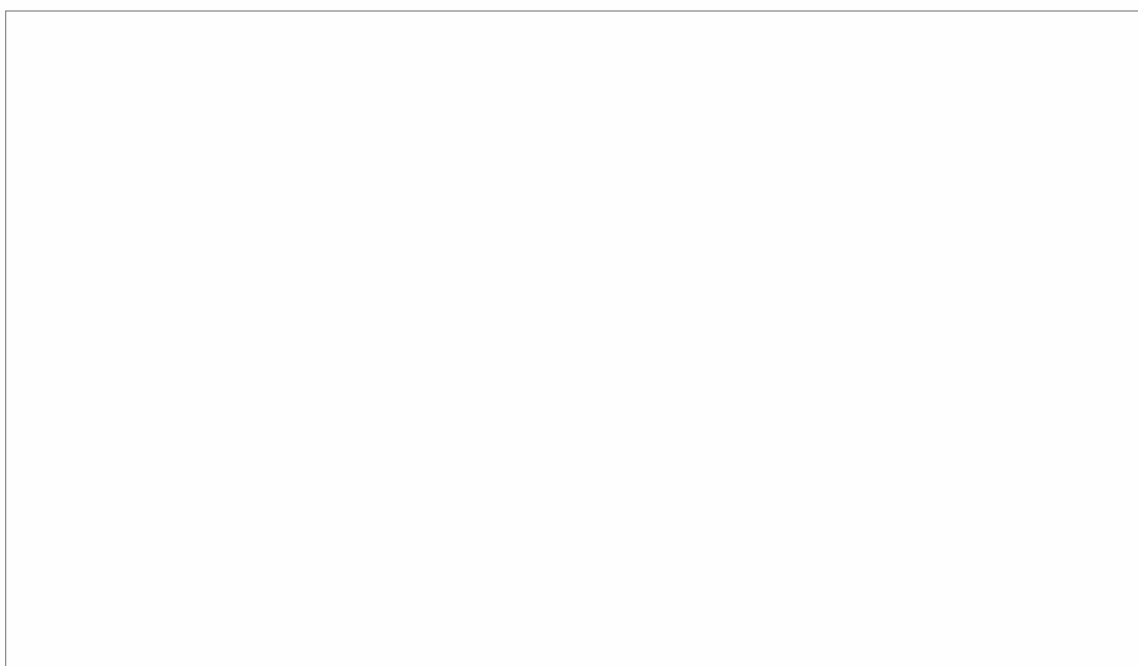
多様な受任

- ◆ 弁護士・司法書士・社会福祉士からの**リレー**〔専門職監督人〕
- ◆ 法的課題解決後、専門職から市民後見人へリレー
- ◆ 専門職からのリレーを視野に入れた**追加選任**
- ◆ 専門職との**複数後見** ※それぞれの強みを活かした受任

市民後見人サポート連絡会 ⇒ 専門職間の情報共有と横の繋がりへ

53

ま と め



54

